

令和8年度福島県骨粗鬆症検診等実態調査業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、福島県（以下、「県」という。）が_____（以下、「受託者」という。）に委託する「令和8年度福島県骨粗鬆症検診等実態調査業務」に関し、業務委託契約書に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 事業の目的

女性の発症リスクが高いとされる骨粗鬆症は、加齢等による骨量の減少により骨折しやすくなる疾病であり、市町村が実施する骨粗鬆症検診を定期的に受診し、骨粗鬆症及び骨折の予防に繋げることが重要である。

福島県は、骨粗鬆症検診受診率は全国平均と比較して高い数値となっているが、医療機関における精密検査受診率向上に向けた取組や治療の導入については把握されていない状況である。

そのため、医療機関における精密検査受診率向上に向けた取組や治療動向等を把握し、課題を明らかにし、今後の骨粗鬆症予防を含めた県民の健康づくりへの行動変容に繋がる対策の検討を行い、介護予防に資することを目的として本事業を実施する。

3 事業の対象と内容

(1) 調査対象地域

福島県内とする。ただし、分析に必要な場合は、福島県外も対象とする。

(2) 業務内容

ア 医療機関向け調査

(ア) 調査概要

調査の実施方法については、WEB フォームの利用等を含め、県と協議の上、適切な方法により実施するものとする。

なお、先進的な取組や実効性のある取組等をしている医療機関について県と協議の上、数カ所程度ヒアリングを実施する。

A 骨粗鬆症検診受診率向上に向けた取組状況

B 精密検査受診率向上に向けた取組状況

C 検診後、適切な受療行動に結びつけるための取組

D 診断後の治療導入状況

E 行政との連携状況

F 骨粗鬆症と診断された患者の治療継続状況

G 骨粗鬆症及び骨折予防に向けた普及啓発の実施状況

H 骨粗鬆症検診・精密検査・治療の流れの中で課題だと感じているところ

I 骨粗鬆症の治療に関する医療機関の認識

J その他医療機関の取組状況把握に必要なとされる項目

調査項目は、県と受託者の協議の上、決定する。

(イ) 調査対象

県内の骨粗鬆症検診実施医療機関

イ その他、本事業の目的達成に必要な調査

ウ 業務報告書の作成

ア～ウの調査・分析結果を踏まえ、現状の把握及び課題の整理を行う。

受診率向上及び適切な受療行動を促すための医療機関の取組、治療導入状況や治療継続状況等について、関連性を分析し、取組の効果を検証するとともに、骨粗鬆症予防を含めた県民の健康づくりへの取組推進に資する業務報告書を作成する。

4 留意事項

- (1) 業務の実施に当たっては業務内容を理解し、常に県と密接な連絡を取り、誠実に履行すること。
- (2) 受託者は、業務実施準備から実績報告まですべての業務を行うこととする。ただし、県が特に指定した場合を除く。
- (3) 業務の遂行に要する費用は、特に指定がある場合を除き、すべて受託者が負担する。
- (4) 業務の運営体制と進行管理について
 - ア 運営体制を明確にすること。
 - イ 準備から実施までのスケジュールの調整等、すべての運営業務を行うこと。
 - ウ 必要かつ適切な人員配置を行うこと。
 - エ 疑義が生じた場合は、その都度、県と協議すること。
- (5) 受託者は、本委託業務の実施に当たり、受託者の責めに帰する事由により県に損害を与えた時や、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 本委託業務の実施に伴う著作権は、原則すべて県に帰属するものとする。
- (7) 受託者は、個人情報保護に関する法律や条令等、法制度に則り適切に管理すること。また、受託中に知り得た情報は適正に管理し、決して漏洩、不正使用を行わないこと。なお、本委託契約が履行された後においても同様とする。

5 提出書類

委託契約書に定める提出書類の様式は、以下のとおりとする。

- ・着手届（第1号様式）
- ・委託業務完了届（第2号様式）
- ・請求書（第3号様式）
- ・前金払請求書（第4号様式）※前金払を請求する際に使用

6 実績報告及び成果品

受託者は業務内容の結果をとりまとめ、業務実績報告書を作成すること。

なお、作成に当たっては、得られた成果を今後も有効に活用できるよう、次年度以降の課題解決や支援のために必要な事項を明記すること。

- (1) 業務実績報告書
- (2) その他県が必要と認める書類等
- (3) 提出部数 各2部
- (4) 納入場所 福島県保健福祉部健康づくり推進課

7 その他

本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施すること。